



2025年5月8日

各 位

会 社 名 小松マテール株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 中山 大輔  
(コード番号 3580 東証プライム市場)  
問 合 せ 先 経営企画室長 中村 重之  
(TEL 0761-55-8000)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年6月20日開催予定の当社第113期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、2025年5月8日付「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2025年6月20日開催予定の当社第113期定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 取締役として有用な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分発揮できるよう、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第29条第2項を変更案第30条第2項のとおり変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、上記の各変更に伴う条数の変更、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2025年6月20日 (金) <予定>
定款変更の効力発生日	2025年6月20日 (金) <予定>

以 上

【別紙】 定款変更の内容

(下線は変更部分です。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p>
<p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、<u>監査役、監査役会</u>および会計監査人の機関を置く。</p>	<p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、<u>監査等委員会</u>および会計監査人の機関を置く。</p>
<p>第5条 (条文省略)</p>	<p>第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第8条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第8条 (現行どおり)</p>
<p>(<u>単元未満株式の権利</u>)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p><u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利</u></p> <p><u>(4) 次条に定める請求をする権利</u></p>	<p>(<u>単元未満株式の権利</u>)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p><u>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利</u></p> <p><u>4. 次条に定める請求をする権利</u></p>
<p>第10条～第12条 (条文省略)</p>	<p>第10条～第12条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第19条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第19条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p>
<p>(定員)</p> <p>第20条 当社の取締役は12名以内とする。</p>	<p>(定員)</p> <p>第20条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は12名以内とする。</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>2 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p>
<p>(選任)</p> <p>第21条 取締役は株主総会において選任する。</p>	<p>(選任)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p>
<p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することがで</p>	<p>2 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>きる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議をもって取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長2名以内、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役会長又は取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役会長および取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合において、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べない</u>ときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については議事録にこれを記載または記録し、出席した取締役および<u>監査役</u>がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (<u>以下、「報酬等」という。</u>) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 30 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p>	<p>第 26 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u> の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 27 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合において、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については議事録にこれを記載または記録し、出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(定員)</u> 第31条 当会社の監査役は5名以内とする。</p>	(削 除)
<p><u>(選任)</u> 第32条 監査役は株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	(削 除)
<p><u>(任期)</u> 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任監査役の残任期間とする。</p>	(削 除)
<p><u>(常勤の監査役)</u> 第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第35条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u> 第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については議事録にこれを記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p>	(削 除)
<p><u>(報酬等)</u> 第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第39条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	(削 除)

現行定款	変更案
<p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	
<p>(新 設) (新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員会</u> <u>(常勤の監査等委員)</u></p>
	<p><u>第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第33条 監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u> <u>第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については議事録にこれを記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印または電子署名を行う。</u></p>
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第40条 (条文省略)</p> <p>(任期) 第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>2 前項の定時株主総会において別段の決議がないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>(任期) 第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第42条～第44条 (条文省略)</p> <p>(新 設) (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第38条～第40条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p>

現行定款	変更案
以上	<p data-bbox="815 165 1445 376"> <u>第1条 当社は、第113期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> </p> <p data-bbox="1385 383 1445 416">以上</p>